



# もう申請は済みましたか？

# 「児童扶養手当」 「特別児童扶養手当」

児童扶養手当および特別児童扶養手当は、子どもの健やかな成長を願って支給される手当です。

現在手当を受給されている方には、「現況届」を送付しましたので、下記の提出期間中に必ずご提出ください。

## 現況届の提出期間

### ●児童扶養手当

8月1日(金)から  
8月29日(金)まで

### ●特別児童扶養手当

8月11日(月)から  
9月10日(水)まで

	児童扶養手当	特別児童扶養手当
支給対象者	◎父母の離婚などにより父親と生計をともにしていない子どもの母 ◎父母にかわってその子どもを養育している方 ◎父が身体などに重度の障がいがある子どもの母 (ただし、年金を受給できる場合は該当しない。)	◎身体や精神に中程度以上の障がいがある子どもを療育している父もしくは母 ◎父母にかわってその子どもを療育している方
児童	18歳になった最初の3月31日までの児童	身体または精神に中度以上の障がいがある20歳未満の方
支給額	全部支給 月額41,720円 一部支給 月額41,710円 ～9,850円 ※子どもが2人の場合は上記金額に5,000円が加算され、3人目以降は1人につき3,000円加算されます。	1級(重度) 月額50,750円 2級(中度) 月額33,800円 ※いずれも児童1人あたり
注意点	所得による制限があるため、一定以上の所得がある方は手当の一部または全部が支給停止となります。	

**お知らせ** 母子家庭や父子家庭の皆さんを対象に、年に3回(6月、10月、2月予定)、県や市町の各種情報をお届けする「ひとり親家庭サポート定期便」事業がはじまりました。滋賀県ひとり親家庭福祉推進員がご自宅までお届けします。ご希望の方は、役場福祉課でお申し込みください。

◆問い合わせ先 福祉課 福祉担当 ☎6573 有線6772

## 感雑向綿

日野町長 藤澤直広

はじめて綿向雑感を掲載させていたただいたのは、平成16年9月号でした。役場から綿向山のどっしりとした雄大な姿を

眺めては励まされてきました。あれから4年、日野町は、合併に賛成だった人も反対だった人も日野町を良くするために多くの人たちが力を合わせて、元気に頑張ってきていただいたと思います。そして、「自分たちの町のことは自分たちで考え行動する」という自治の気風が力強く広がってきていると思います。

6月に行われた町長選挙を通して、あらためて、多くの町民の皆さんの町に対する熱い思いを実感しました。仕事の手をやすめ、差し出す手を強く握り返し、「がんばってや、応援してるで」「あなたは、みんなが選んだ町長なんやから」という熱い激励はすごいものでした。町民の皆さんの「町に対する誇りと愛着」を強く感じ

ました。そして、これまで使ってきたこの言葉の意味の真髄にふれたような気がしました。「町に対する誇りと愛着」とは何か。それは、この町に住む人たちが、それぞれ一生懸命生きてきたことに対する自負の念、地味であってもコツコツと真面目に生きてきたことに対する思い、そして、この町でしっかりと生きてきた人生があり、それをつつみ支えてくれているこの町を心から愛おしく思う気持ちこそ「町に対する誇りと愛着」の真髄なのではないかと思いました。ここに、この町をさらに元気であたたかい町に発展させる熱い大きなエネルギーが生まれた源があるのではないかと感じています。

町民の皆さんの町を思う熱い気持ちに触れ、この町が自治の気概のある町であることを再認識してもらえれしく思います。日野町の歴史と伝統、豊かな自然と温かい人情味を大切に、町民の皆さんの声に耳を傾け、町民の皆さんを信じ、町民の皆さんの信頼に応える「町民が主役の町政」の発展のために努力したいと思えます。